

# 日本臨床検査医学会 東北支部 規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、日本臨床検査医学会東北支部と称する。

(目的)

第2条 本会は、一般社団法人日本臨床検査医学会の目的達成のため東北地区における臨床検査医学ならびに臨床病理活動の発展と活性化を目的とする。

(事業)

第3条 以下の事業を行うものとする。

- 1 支部総会の開催
- 2 支部例会の開催
- 3 一般社団法人日本臨床検査医学会に対して社員（評議員）の推薦
- 4 一般社団法人日本臨床検査医学会に対して支部理事の推薦
- 5 一般社団法人日本臨床検査医学会に対して功労会員の推薦
- 6 その他必要な事業

## 第2章 会 員

(会員の種別)

第4条 本会の会員は以下の4つとする。

- 1 正会員：原則として東北地区在住および在勤の一般社団法人日本臨床検査医学会会員
- 2 支部会員：臨床検査医学、臨床検査に関心を有し、本会の目的に賛同し所定の手続きを取った者。
- 3 支部功労会員：本会に多大な貢献をした正会員または支部会員の中から支部幹事会で推薦し、支部総会で承認を得た者
- 4 支部名誉会員：本会に多大な貢献をした正会員の中から支部幹事会で推薦し、支部総会で承認を得た者
- 5 賛助会員：本会の目的に賛同し、所定の手続きを取った者、または団体

(退会)

第5条 退会しようとする会員は、支部長に退会届を提出しなければならない。  
この場合、未納会費がある場合はそれを全納しなければならない。

## 第3章 会 費

第6条 正会員は年額 1,000 円とする。

- 2 支部会員は年額 1,000 円とする。

- 3 功労会員と名誉会員は年会費を納入することを要しない。
- 4 賛助会員は1口 15,000円として1口以上とする。

## 第4章 役員

(役員の種類別)

第7条 本会には次の役員を置く。

- 1 支部長
- 2 支部幹事
- 3 支部監事
- 4 顧問

(役員を選任)

第8条 支部長は、正会員の中から支部幹事会において選出され、支部総会の決議によって選任する。

- 2 支部幹事は、正会員の中から支部幹事会において選出し、支部長が委嘱する。
- 3 支部監事は正会員または支部会員の中から支部幹事会において選出し、支部長が委嘱する。

(役員任期)

第9条 支部長の任期は1期2年で、2期までとするが、任期中に満65歳に達する場合は、その年の事業年度の末日までとする。

- 2 支部幹事の任期は1期2年で、重任は妨げないが、任期中に満65歳に達する場合は、その年の事業年度の末日までとする。
- 3 支部監事の任期は4年で、重任は妨げない。任期中に満65歳を越えてもなお、任期は継続するものとする。

(役員役割)

第10条 支部長は本会の業務を総括し、会を代表する。

- 2 支部幹事は支部長を補佐し、会務を分担する。
- 3 支部監事は運営および会計を監査する。

## 第5章 支部総会

(開催)

第11条 支部総会は年に1回開催する。

(構成)

第12条 支部総会は全ての会員をもって構成する。

(権限)

第13条 支部総会は次の事項について決議する。

- 1 支部長の選任

- 2 支部総会長、支部例会長の選任
- 3 計算書類の承認
- 4 支部規約の変更
- 5 一般社団法人日本臨床検査医学会へ社員（評議員）の推薦
- 6 一般社団法人日本臨床検査医学会へ支部理事の推薦
- 7 一般社団法人日本臨床検査医学会へ功労会員の推薦
- 8 その他支部活動に必要な事項

(決議)

第 14 条 支部総会は、これを構成する正会員の過半数の出席で成立する。委任状をもってあらかじめ意思表示した者は出席者とみなす。

第 15 条 支部総会の決議は出席者の過半数の賛成により決する。

## 第 6 章 支部例会

(開催)

第 16 条 支部例会は必要なときに開催する。

## 第 7 章 支部学術集会

(開催)

第 17 条 支部学術集会は年に 1 回以上開催する。

## 第 8 章 支部幹事会

(構成)

第 18 条 支部幹事会は支部長、支部幹事、支部監事で構成する。

(開催)

第 19 条 支部幹事会は年に 1 回開催する。また、必要に応じて支部長が招集することができる。なお、緊急の場合はメールによる審議も可とする。

(決議)

第 20 条 支部幹事会は過半数の出席によって成立する。委任状は出席と見なす。

- 2 支部幹事会の決議は出席者の過半数の賛成によって行い、その結果を支部総会において報告し、決議する。

## 第 9 章 支部会計

第 21 条 本支部の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

## 第 10 章 一般社団法人日本臨床検査医学会へ社員（評議員）の推薦

第 22 条 一般社団法人日本臨床検査医学会の細則の選出基準に基づき、正会員の中

から支部幹事会で一般社団法人日本臨床検査医学会の社員（評議員）候補を選出し、支部総会で承認決定した者を日本臨床検査医学会に推薦する。

#### **第 11 章 一般社団法人日本臨床検査医学会へ支部理事の推薦**

第 23 条 一般社団法人日本臨床検査医学会の支部理事は正会員の中から支部幹事会で選出し、支部総会で承認決定した者を日本臨床検査医学会に推薦する。

#### **第 12 章 一般社団法人日本臨床検査医学会へ功労会員の推薦**

第 24 条 一般社団法人日本臨床検査医学会への功労会員の推薦は、正会員で一般社団法人日本臨床検査医学会の社員（評議員）を 65 歳で定年退任した者の中から支部幹事会で選出し、支部総会で承認決定した者を日本臨床検査医学会に推薦する。

本会則は平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附則 本会則は平成 25 年 7 月 20 日から施行する。

令和 5 年 10 月 16 日改訂